

議案第 4 4 号

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条
令第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「使用料及び手数料」の次に「並びに山陽小野田市訪問看護ステー
ションの利用料」を加える。

第 2 条の見出しを「(山陽小野田市民病院の使用料及び手数料)」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(山陽小野田市訪問看護ステーションの利用料)

第 3 条 山陽小野田市訪問看護ステーションを利用する者は、その利用に応じ
て利用料を納付しなければならない。

2 利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 2 0 年
厚生労働省告示第 6 7 号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関
する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号）及び指介護予防サービスに要
する費用の額の算定に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号)
により算出した費用の額

(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、管理者が別に定める。

別表第1 特別室料の部を次のように改める。

特別室料	A	1, 6 5 0 円
	B	3, 8 5 0 円
	C	5, 5 0 0 円
	D	8, 8 0 0 円

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

議案第44号参考資料

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市民病院の<u>使用料及び手数料並びに山陽小野田市訪問看護ステーションの利用料</u>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(山陽小野田市民病院の使用料及び手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(山陽小野田市訪問看護ステーションの利用料)</u></p> <p>第3条 <u>山陽小野田市訪問看護ステーションを利用する者は、その利用に応じて利用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算出した費用の額</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市民病院の<u>使用料及び手数料</u>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、管理者が別に定める。

(使用料、手数料の減免等)

第4条 使用料及び手数料は、管理者が特別の事情があると認めるものに対しては、減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1 (第2条関係)

使用料

種別		金額 (1日につき)
特別室料	A	1, 650円
	B	3, 850円
	C	5, 500円
	D	8, 800円
長期入院選定療養費	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料(注)に100分の15を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加算した額	

(使用料、手数料の減免等)

第3条 使用料及び手数料は、管理者が特別の事情があると認めるものに対しては、減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1 (第2条関係)

使用料

種別		金額 (1日につき)
特別室料	A	1, 650円
	B	3, 630円
	C	4, 400円
	D	5, 500円
	E	8, 800円
長期入院選定療養費	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料(注)に100分の15を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加算した額	